

鹿沼市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者に係る監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月26日

鹿沼市監査委員 高 田 悦 夫

鹿沼市監査委員 津久井 健 吉

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査
（公の施設の指定管理者に係る監査）

2 監査の期日及び場所

- (1) 期日 令和6年12月26日（木）
- (2) 場所 本庁2階 中会議室

3 監査の対象

- (1) 対象団体
有限会社農業生産法人かぬま（鹿沼市塩山町1329番地19）
- (2) 指定管理料（令和5年度）
14,580,940円
- (3) 指定期間
平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年間）
令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）
- (4) 所管課
経済部 農政課

(5) 対象施設の概要

施設の名称	鹿沼市水田作近代化施設（大規模乾燥調製貯蔵施設を除く）
設置目的	農業生産振興の一環として水田作における作業体系の合理化及び農業の経営改善を促進することを目的とする。
所在地	鹿沼市塩山町１３２９番地１９
敷地面積	１６，１１９㎡
延床面積	合計９，６９４．５㎡
施設内容	ア 管理事務所 １棟 木造平屋建 イ 接客室兼休憩室 １棟 木造平屋建 ウ 育苗施設 １棟 鉄骨長尺カラー鉄板折版葺 エ 育苗ハウス ７棟 多連棟式パイプハウス オ もみ乾燥調製施設 １棟 鉄骨スレート葺 カ もみ穀倉庫 １棟 鉄骨スレート葺 キ 穀類乾燥調製施設製品検査室 １棟 鉄骨スレート葺 ク 集団営農機械施設 １式 全自動苗箱整列機 ケ 集積倉庫 １棟 鉄骨スレート葺 コ 農機具格納庫 １棟 鉄骨カラー鉄板折版葺 サ 調整池 １箇所

４ 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- オ 事業報告書の点検は適切になされているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

5 監査の主な実施内容

- (1) 予備監査として、所管部局及び指定管理者より提出された関係資料及び関係諸帳簿に基づき令和5年度における指定管理事業の執行状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。
- (2) 本監査として、所管部局及び指定管理者より関係職員の出席を求め、指定管理事務の執行状況等について聴取と質疑等を行った。

6 監査の結果

第1から第5までに記載のとおり監査を行ったが、鹿沼市水田作近代化施設（大規模乾燥調製貯蔵施設を除く）の指定に係る手続及び当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が地方自治法第244条の2及び鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

7 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見等

(1) 所管課に対するもの

当施設については、指定管理者である農業生産法人かぬまが施設の管理をするとともに施設の利用者として利用している。

指定管理における事業については、鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例・募集要領・業務仕様書・基本協定書等を再確認いただき適宜指導し、引き続き当該施設の適正な運営に努めていただきたい。また、施設設置から50年以上経過しており、施設が老朽化していることから指定管理者と連携した計画的な修繕及び建替計画を進めていただきたい。

(2) 団体に対するもの

施設の管理状況は適正に維持されているものと認められたため、引き続き関係法令及び協定書等について遵守したうえで、施設の管理運営及び効率的な利用促進に寄与されたい。